

広島県告示第四百四十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成二十一年四月三十日

三原市加入区（三原市漁業協同組合）

広島県知事 藤田雄山